

電気自動車の広告を募集しています

函館市環境部では、地球温暖化対策のシンボルとして電気自動車を導入しており、事業者等の皆様に広告媒体として利用していただいております。

日常業務で市内各所を年間約5千km走行しており、走行中に市民の目にふれる機会も多いため、広告の効果が期待できます。

令和6年6月からは車体のデザインを一新し、「ゼロカーボンシティはこだて」を大きく掲げ、2050年までに温室効果ガス排出量実質0、つまりカーボンニュートラル達成に向けた広告塔として活用いたします。

環境部の電気自動車は、ごみ焼却発電を利用して充電^{*}しています。

※設備の点検や改修などを行う期間は、ごみ焼却発電を利用して充電できない場合があります。

◆広告の位置・規格

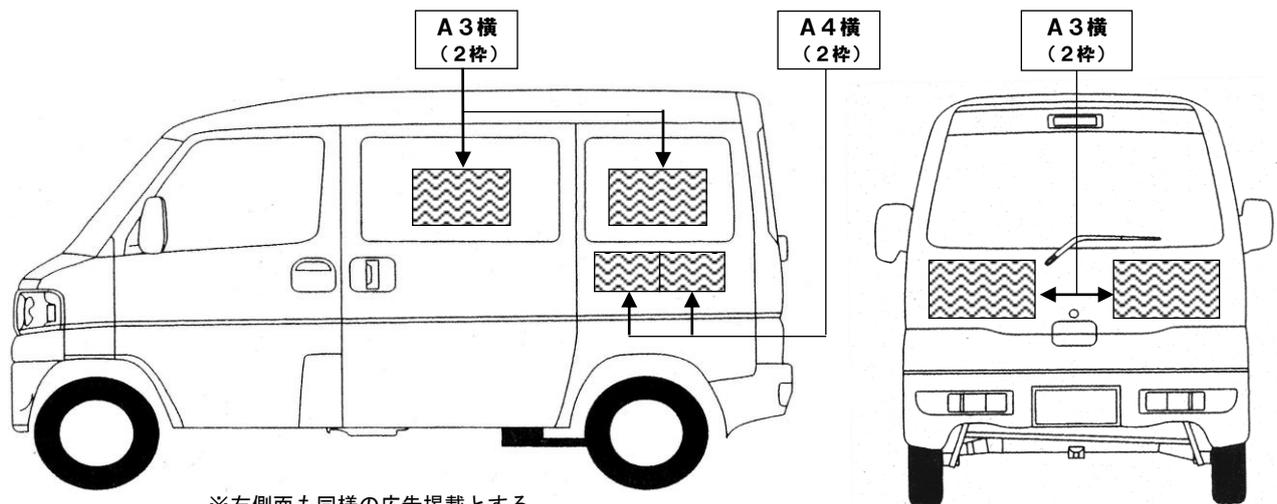
電気自動車の車体側面および後部で環境部が指定する位置に剥離可能なフィルム等を貼り付け、規格はA3横、A4横の2種類です。

◆広告の掲載料・募集枠数・掲載期間

規格	A3横 29.7 cm × 42 cm	A4横 21 cm × 29.7 cm
掲載料	24,000 円	12,000 円
募集枠数	6 枠	4 枠
掲載期間	令和6年(2024年)9月～令和7年(2025年)8月(1年間)	

※広告掲載位置(予定)は下図のとおりです。広告の位置は指定できません。

※広告掲載料には、消費税および地方消費税を含みます。



◆募集期間

7月1日(月)から7月19日(金)まで ※郵送の場合は、7月19日(金)の消印を有効とします。

◆お申込み方法

函館市環境部電気自動車広告掲載申込書に必要事項を記入の上、「広告見本」を添えて環境部環境政策課へ持参または郵送してください。

裏面にも、注意事項等記載しておりますので、ご確認ください。

◆函館市環境部電気自動車広告掲載申込書の配布場所

- 市役所本庁舎1階 i スペース, 環境部庁舎
- 函館市環境部ホームページからもダウンロードできます
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014062000197/>

※「函館市広告掲載要綱」, 「函館市広告掲載基準」および「函館市環境部電気自動車広告掲載取扱要領」をご覧ください。

※広告掲載は2枠を上限に申し込みができます。

※広告掲載申込数が各規格の募集枠数を超えたときは, 抽選により広告掲載を決定します。

※広告原稿の作成に要する費用は, 広告主の負担となります。

※原則として, 広告の印刷および掲載・撤去作業は環境部で行い, その費用は環境部が負担しますが, 広告主の負担で広告の作成および掲載・撤去作業をすることもできます。

◆掲載できないもの

- 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- 政治性のあるもの
- 選挙に関するもの
- 宗教性のあるもの
- 意見広告
- 個人または法人の名刺広告
- 景観および風致を害するおそれがあるもの
- 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- 市税を滞納しているものに係る広告
- その他, 広告媒体に掲載する広告として不相当であると判断されるもの

◆広告掲載可否の通知

広告掲載可否の審査終了後, 広告掲載(非掲載)決定通知書により, 掲載の可否を通知します。

<お申込み・問合せ>

函館市環境部 環境政策課 新エネルギー担当

住 所 函館市大森町21-12

TEL 0138-85-8197 FAX 0138-85-8198

Eメール kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市環境部の電気自動車を広告塔として活用しませんか？

函館市環境部の電気自動車は

ごみ焼却発電 + 電気自動車 = 環境にやさしい！！